

# 年金支払通知書(平成30年6月支給期分)を送付しました

当共済組合から年金が支給されている全ての方(全額支給停止中の方も含まれます。)に対し、本誌と一緒に6月支給期分(支給日:6月15日(金))の「年金支払通知書」を送付しています。

| 年金支払通知書 |            |          |  | 見本      |           |        |      |
|---------|------------|----------|--|---------|-----------|--------|------|
| 送金日     | 平成30年6月15日 |          |  | 年金種類    | コード       | 退職共済年金 | 1170 |
| 支部      | 種別         | 年金証書番号   |  | 一期額     |           |        |      |
| 13      | 23         | 12345678 |  |         | 227,666円  |        |      |
| 基礎年金番号  | 9999999999 |          |  | 介護保険料   |           |        |      |
|         |            |          |  | 後期高齢保険料 |           |        |      |
|         |            |          |  | 所得税額    | 0円        |        |      |
|         |            |          |  | 住民税額    |           |        |      |
|         |            |          |  |         |           |        |      |
|         |            |          |  | 差引支給額   | ¥227,666* |        |      |
|         |            |          |  | 金融機関    | シキ        |        |      |
|         |            |          |  | 店舗      | スルガダイ     |        |      |

次定期以降の送金額に変動があった際には、改めて年金支払通知書を送付します。

## 年金支払通知書の見方

### ① 一期額

年金額(支給停止額がある場合は支給年金額)の2カ月分の額(円未満の端数切り捨て)が表示されています。

### ② 社会保険料など

介護保険料や税金など、年金から徴収される額が表示されています。

### ③ 差引支給額

定期支給日に、ご指定の金融機関口座に送金される額が表示されています。



8月支給期(支給日:8月15日(水))、10月支給期(支給日:10月15日(月))については、今回の支給額等から変更がある方のみ、改めて年金支払通知書を送付します。**支給額等に変更がない方は、次回の年金支払通知書を12月支給期(支給日:12月14日(金))に送付します。**

## 平成29年度末に退職された方へ

在職中であつたために年金の全部または一部が支給停止となっている方は、退職後に支給停止の解除等(退職に伴う改定手続き)を行います。その完了時期は8月上旬を予定しています。そのため、6月の支給期(4月・5月分)については、年金の支給停止が解除されていない状態となります(「年金支払通知書」には、在職中の支給年金額の2カ月分が表示されています。)

4月・5月分の年金の支給停止の解除については順次手続きを進めており、8月上旬(遅くとも8月の支給日)までにはお支払いできる予定です(退職後にお勤めされて、厚生年金保険の被保険者となった方については、引き続き年金が支給停止されることがあります。)

ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。